

**お知らせ 家屋の取り壊し及び未登記家屋の売買について**

固定資産税(家屋)は、毎年1月1日時点の所有者に課せられます。

家屋を取り壊された場合や、未登記家屋を売買した場合は、ご面倒ですが固定資産税係までご連絡ください。連絡をいたしかないと、翌年度以降も課税される場合があります。

取り壊し完了日が1月1日を過ぎると、翌年度の固定資産税は課税されることになりますので、ご注意ください。

なお、建て替え目的以外で住宅を取り壊された場合は、その敷地(宅地)の固定資産税について、住宅用地特例措置

(二百平方メートルまでの土地について課税標準額を価格の六分の一の額とし、二百平方メートルを超える部分は課税標準額を価格の三分の一の額とする措置)がなくなり、非

住宅用地(課税標準額は原則として価格の十分の七)として課税されることになります。

▼住宅用地(宅地)の課税標準額について

住宅用地につきましては、

該償却資産を地方税法の規定により申告しなければなりません。  
※業種別の課税対象資産の例示は別表参照

**▼申告方法**

(1)平成26年度の申告をされた方  
↓平成26年12月中旬に申告の方  
案内などを各事業所に送付します。

(2)平成27年度初めて申告をされる方  
↓申告書などの送付先を税務課

課又は各総合支所住民福祉課までご連絡ください。

**▼申告期限**

平成27年度償却資産の申告期限は2月2日(月)です

が、事務処理の都合上1月20日(火)までに申告くださいま

**▼償却資産の申告とは**

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付け

している方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品などを償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

▼対象となる資産  
平成27年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

(1)耐用年数が経過し減価償却が終了している資産  
(2)建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産  
(3)遊休又は未稼働資産  
(4)改良費のうち資本的支出として資産計上した資産(本体とは区分して取扱います。)

(5)福利厚生の用に供する資産  
(6)使用可能期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により、3年間一括で償却している資産

(7)取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により、3年間一括で償却している資産

(8)取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法を適用して全額損金算入した資産

(9)割賦購入資産で、割賦金の完済していない資産  
内装、造作、建築設備などの事業用償却資産(テナントなどが申告することになります。)

▼対象となる資産  
(1)自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例、小型フォーリフト)  
(2)無形固定資産(例、特許権、実用新案権など)

(3)観賞用、興行用に供する生物を除く馬、牛、果樹、その他の生物  
(4)耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で一時に損金算入した資産  
(5)取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により、3年間一括で償却している資産

(6)取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により、3年間一括で償却している資産

(7)取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により、3年間一括で償却している資産

(8)割賦購入資産で、割賦金の完済していない資産  
内装、造作、建築設備などの事業用償却資産(テナントなどが申告することになります。)

(9)テナントなどが取り付けた内装、造作、建築設備などの事業用償却資産(テナントなどが申告することになります。)